供述調書等継続用紙

所在確	在認結果報告書
	平成29年1月17日
警視庁中野警察署長	
司法警察員 警視 大八木 清高	殿
	警視庁中野警察署派遣
	警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
	司法警察員巡查部長 金子 连
被告人 陳 世峰 に対する殺ノ	人被告事件につき、被告人が供述したクリー
	認した結果は下記のとおりであるから報告す
る。	
	記
	RÇ .
1 所在確認年月日 	
平成29年1月16日	
2.確認場所・	
(1)	クリーニングサンレモン高島平店
(2)	クリーニングサンレモンにしだい店
(3)	ハクホークリーニング蓮根駅前店
(4)	ユアーズ・クリーニング
3 確認者	
本職	
4 所在確認の経過	
(1) 独生 / 随州修いサナス町調	
た洋服を自宅から持ち出した	理由について

警 視 庁

・11月2日の夜に学校から帰宅して暫くして、私はリュックサックの中に衣類を入れて出掛けることにした。

リュックサックの中に衣類を入れて出掛けた理由については、洗濯をしていない衣類が溜まって、更に自宅の洗濯機については汚れていたことから、外にあるコインランドリーに持って行こうと考えていた。

しかし、コインランドリーと言う言葉が、浮かばずクリーニングという 言葉で携帯電話を利用して検索してしまい、検索の結果、自宅から近くの 西台方向に一件該当していたので、そこの場所に洗濯物の衣類を持って行 こうと思い、リュックサックに詰めて自宅を出た。

旨の供述を得たことから、同クリーニング店の所在確認等を実施することとした。

(2)被告人が携帯電話機で検索したとされるクリーニング店を特定するべく、 被告人と同様にインターネット検索により同人の自宅直近のクリーニング 店を検索したところ、4件のクリーニング店が該当することが判明した。 該当した4件のクリーニング店について、それぞれの住所地に赴いたと

ころ、同クリーニング店が現在も所在していることが確認出来たが、いずれのクリーニング店においても、店舗従業員からの聴取により、被告人が自宅を帰宅した時間(防犯カメラの画像解析から、被告人が帰宅した時間については、平成28年11月2日午後8時22分頃)には、既に4店舗の内、2店舗は閉店、残りの2店舗は午後8時30分に閉店となり、閉店後、どの店舗もすぐに店舗内の灯りが消えることが判明した。

さらに、被告人の氏名、電話番号での会員登録が無いことも判明した。

5 措置

警 視 庁



クリーニングサンレモン

コスモフレンド高島平店を撮影。

1 印先は、クリーニングサンレモンコスモフレンド高島平店を示す。

干洗店太阳柠檬高岛平店照 箭头指向为干洗店太阳柠檬高岛平店



2

前記クリーニングサンレモンコスモフレンド高島平店の出入口ドアに掲示された営業時間を撮影。

上述太阳柠檬干洗店高岛平店出入口处的营业时间照片



クリーニングサンレモン

にしだい店を撮影。

↑ 印先は、クリーニングサンレモンにしだい店を示す。

干洗店太阳柠檬西台店照片 箭头指示为干洗店太阳柠檬西台店



前記クリーニングサンレモンにしだい店の出入口ドアに掲示された営業時間付近を撮影。

上述干洗店太阳柠檬西台店的出入口处的营业时间照片

至)

4



(

ハクホークリーニング蓮根駅前店を

撮影。

印先は、ハクホークリーニング蓮根駅前店を示す。

干洗店连根站前店照片 箭头指示为干洗店连根站前店



ユアーズ・クリーニング

を撮影。

↑ 印先は、ユアーズ・クリーニングを示す。

箭头指示为优尔斯干洗店



前記ユアーズ・クリーニングの出入口ドアに掲示された営業時間を撮影。 上述优尔斯干洗店出入口的营业时间照片